

平成18年3月6日(月曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	椋	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	倉	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課
菅野英行	行財政	改革推進	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課	真浦山邦	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課	犬飼一好	花緑	せせらぎ
佐藤昭	下水道	課長	木村正	推	進課
兼子善男	商工	観光課	尾形清	農	林課
石川忠則	健康	福祉課	鈴木英	地	域振興
荒川貴久	水道	事業所	兼子良	会	計課
芳賀友幸	教	育	熊谷英	病	院事
菊地宏哉	学	校教育	布施崇	管	理課
石山忠	社会	体育課	鈴木一	社	会教育
安孫子雅美	監	査	宇野健	選	挙管理
清野健	農	業		事	務局
	農	業		監	査
	事	務		事	務

○事務局職員出席者

片桐久志	事	務	局	長	安食俊博	局	長	補	佐
月光龍弘	庶	務	主	査	大沼秀彦	局	調	査	係

平成18年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成18年3月6日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再　　開　　午前9時30分

- 新宮征一議長　おはようございます。
　　ただいまから本会議を再開いたします。
　　本日の欠席通告議員はありません。
　　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
　　本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、答弁時間を含め一議員につき60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成18年3月6日(月)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	本市の雪対策について	今後の大雪対策は 高齢者世帯対策について 112号月山道路の状況把握について 一斉除雪について	8番 石川忠義	市長
2	教育振興計画等委員会設置について	設置時期について 諮問の内容と委員の構成について		教育委員長
3	除排雪の対応について	次年度に向けた除排雪対策について 除雪協力会と町会との協力体制の構築について 排雪場所へのアクセス道路の確保及び 利便性を考えた排雪場所の検討について 地域の協力により田畑に堆積された雪 の消雪及び排雪の対処について 農道における春季除雪の適期対応について	4番 煤津博士	市長
4	児童・生徒の安全対策について	全国各地で不審者による犯罪が多発している。登下校時等の安全確保について 過去の不審者発生件数について 地域との連携及び協力体制について 不審者情報の迅速な伝達について		教育委員長
5	広域合併問題について	新たな枠組みの検討について	11番 柏倉信一	市長
6	市営墓地の建設について	検討委員会の設置、アンケート調査の実施について		市長

7	「障害者自立支援法」について	「障害者自立支援法」に対する市長の考え方について 「障害者自立支援法」の制度の概要や手続きなど対象者への周知徹底について 「障害程度区分認定」や「支給決定」の適正な判定を行うためにどうするか ニーズの把握につとめ「地域生活支援」全体に関する適切な予算を確保すべきと思うがどうか	15番 佐藤 暘子	市長
---	----------------	---	--------------	----

石川忠義議員の質問

○新宮征一議長 通告番号1番、2番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

○石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として市長並びに教育委員長に御質問いたしますので、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

通告番号1番、本市の雪対策についてお伺ひいたします。今年の冬は、日本海側を中心とした記録的な大雪をもたらした大寒波に見舞われ、本市においても生活道路をはじめ多くの雪害が発生いたしました。気象庁は、3月1日の今冬の大雪を平成18年豪雪と命名いたしました。大雪に名前がついたのは、1963年の昭和38年1月豪雪だけで43年ぶりであります。今年の冬は、ラニーニャ現象が発生したことも大雪になった一因ではないかと気象台の予報専門官は言っておりました。この現象は、ペルー沖の海面水温が平年より低くなり、夏は猛暑、冬は厳寒の日が続いて大雪になることが多いそうあります。その反対がエルニーニョ現象であり、冷夏になりやすいのだそうあります。

今冬は、雪による死者が全国で140名に上りました。県内のこれまでにによる死者は、3月1日現在で12名で、負傷者は267人であり、本市においても負傷者が出ました。また、根雪も早かったために、特に野菜の高騰にも拍車をかけました。本市においては、豪雪対策連絡会議を適時に設置し、荒木助役が議長となり対策に当たったことは市民に安心感をもたらしました。

議会としても12月27日、建設経済常任委員会で市内の各地域をパトロールをして、除雪状況をつぶさに視察いたしました。視察後、関係当局との話し合いで状況を分析し、今後の対策について話し合いました。その中で、地域の除雪にばらつきがあること、歩道の除雪の件、県道の徹底除雪の要望等々意見が出ました。それらの件を当局で十分検討していただき、関係者にも十分周知徹底してくださるよう要望いたしました。

それらのこともありまして、その後の除雪は市民の方から大変よくなったなどの声もありましたが、明けて正月3日からの連続的な降雪により、除排雪を余儀なくされたわけであります。除雪の当初予算も早くに消化し、12月の補正、1月に9千万円が専決処分されました。また、今定例会の17年度一般会計補正予算（第7号）にありますように、国土交通省より本市に臨時市町村道除雪事業費補助金として650万円が交付されたわけであります。

県においては、2006年度から10年間を対象期間とした雪に強い地域づくりの指針となる第2次県雪対策基本計画案を県民の意見を踏まえて、3月末までに計画を策定すると報道しております。この計画では、主なハード面としてライフラインの確保、歩道除雪や流雪溝の整備、克雪住宅や融雪技術の普及による快適な住まいづくり等々であります。ソフト面として、高齢者世帯などの除雪を地域全体で支援する地域コミュニティづくりなども示されております。

議会においても、大雪に対する取り組み状況を1月20日の全員懇談会で説明を受けました。関係当局には大変御苦勞をおかけしていることは承知しておりますが、本市として今後の雪対策としてどのようにお考えなのか。また、高齢者世帯への対策もあわせて御見解をお願いいたします。

次に、国道112号自動車専用道路の状況についてお伺ひいたします。平成16年5月16日から6日間の

全面通行どめになり、本県はもちろん本市にとりましても大きな打撃を受けました。その原因が、雪解けによる土砂崩れの危険があるとのことでありました。今冬の大雪は例年以上であり、先日も大きな雪崩が発生し、それによる災害も懸念されております。例年より多くの雪解け水が発生しているわけでありますので、今後の地すべり等が心配されております。国、県、関係自治体との連携はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、一斉除雪についてお伺いいたします。現在の一斉除雪は、午前4時に10センチ以上の積雪が観測できれば除雪体制に入ることになっております。しかし、今年の冬は午前4時過ぎからの積雪がたびたびありましたが、除雪しないものですから道路に圧雪状態として残り、その後の除雪の状況結果が市民からの苦情の一因と思われる。私は、基準時間を定めることは当然と思いますが、その後に対応量の積雪があった場合、適時に除雪体制に入るべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号2番、教育振興計画等委員会設置についてお伺いいたします。少子高齢化の社会現象が続く中で少子化の進行に対応して、国は平成6年12月、今後の子育て支援のための施策の基本方針についてエンゼルプランを、平成11年12月には重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について新エンゼルプランを策定し、子育てと仕事の両立支援をしてきました。県においても、平成8年3月にやまがた子どもプランを、平成14年8月にはやまがた子どもプラン実施計画を策定し、子育て支援を図ってまいりました。

本市においても、平成10年3月に寒河江子どもプランを策定し、子育て支援に関する基本的な方向を定め推進してきた中で、これにより全保育所での12時間保育の実施、学童保育の新設、たかまつ保育所の増築、大規模改修により定員の拡大と0歳児保育の実施など、着実に子育て環境の整備を敢行してまいりました。このように、少子化に歯どめを国、県、自治体を挙げて防止対策を行っているのですが、日本の人口動向では2100年には現在人口の半数近くまでになるとの予想がなされている中で、環境問題と同じく大きな問題なのであります。

さて、私は平成16年12月議会において、今課題になっている中学校給食問題について市長及び教育委員長に質問をいたしました。その中で私は、世の変化の中で時代の要請を確認する意味において、新たに中学校給食の検討委員会を設立して市民の総意を十分に酌み上げてはどうかとの御提案を申しあげました。それに対し市長は、法律上教育委員会の所掌事務であることが基本である。しかし、総合的な教育のあり方を検討する中で、広い総合的な見地から給食問題も十分調査、検討してはどうかと、やっていただきたいと、あるいは設置していただきたいという意味を込めておりますので、教育委員会の方にも私の気持ちを伝え、要請してまいりたいとの答弁であります。

教育委員長は、中学校給食についての基本的な考え方、方針は今も変わっていない。また、広範囲な教育課題についての考えをお聞きする機会を設け、研究する考えは変わっていない。殊学校教育に限らず、教育全般についてどうあればよいかなど、広く知恵を出し合いながら本市の教育のあるべき姿を描いて、長期的展望に立って検討しなければと思う。このため、いろいろなより広い立場から知恵を出し合って議論を尽くさねばと考えているし、やはり短時間では終わらないのではと答弁いたしております。それから約1年3カ月が過ぎ去りました。教育委員会においては、十分議論、検討なされたことと存じます。まず、教育振興計画等委員会の設置はどのようにお考えなのか、教育委員長にお伺いいたします。

次に、教育現場では信じられないような殺傷事件、諸問題が全国で発生しております。子供の誘拐

事件、小学校登下校時の問題、教師と子供との関係、教師と親との関係、教師自身の問題等々、学習教育以前の問題も含めて問題が起きております。少子化の歯どめも不透明であります。そこで、委員会設置においてはどのような内容の諮問をなされるのか、お伺いいたします。

また、委員会委員の構成については幅広い意見を求めるためにも、委員人選は大変重要なことでもあります。どのような委員構成をお考えなのかをお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

このたびの豪雪は、昨年12月上旬に降った雪が解けることもなくそのまま根雪状態になり、その後も雪降りの日々が続いたことなどが豪雪被害を引き起こしたものととして上げられます。このたびの豪雪による被害として、現在までに把握している範囲では、12名の方がけがや負傷などの事故に遭われており、家屋の被害も発生しているところがございます。心からお見舞い申しあげたいと思います。

この豪雪への本市の対応策としましては、昨年12月25日には市内の市街地平坦部における積雪が62センチメートルになり、さらに27日には80センチにも達したことから、翌28日に関係課等による寒河江市豪雪対策連絡会議を発足させ、それぞれの担っているところの情報と業務の連携を密にするとともに、必要な対策を協議、検討し、早急な対策を実施しております。この連絡会議は、1月4日及び16日にも開催いたしまして、各方面にわたり業務の点検と豪雪に関する的確で速やかな対応を検討し、可能な限りの対策を講じてきたところであります。

主な活動としましては、それぞれ対応する課等において生活道路の除雪や通学道路の安全確保、学校等公共施設の計画的な雪おろしなどを実施するとともに、農業施設被害の早期把握に努めたところであります。また、早目の雪おろしや作業の安全確保、除雪の障害となる路上駐車禁止、火や灯油の取り扱いの注意などに関して、市報をはじめ全戸配布のチラシによる啓発活動を行ったほか、消防団や自主防災組織、廃棄物減量推進委員などの方々の協力を求めまして、行政と地域住民が連携して豪雪に立ち向かう体制づくりに努めてきたところであります。

次に、高齢者世帯の対策でございますが、自力で除雪できないひとり暮らし高齢者等に対する除雪費支給事業を実施するとともに、民生児童委員を通じ生活の状況把握のための実態調査を行ったところであり、それをもとにして、それぞれの高齢者等の状況に応じた見守りや生活支援活動を関係委員に依頼いたしまして、支援の活動が行われてきたところであります。

今後の大雪対策ということでございますが、ひとり暮らし高齢者世帯などへの対応も含めまして、今年の取り組みを参考にしながら速やかに、より綿密で的確な対応を講じることができるよう検討や取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。具体的には、地域防災計画の雪害対策の中で、雪による災害予防計画を示しておりますので、この計画をもとにしまして県が策定する雪対策基本計画を初め、雪害や防災対策に係る機関や団体等との調整を図りながら、早期の啓発活動を講じるなど雪への災害予防活動や対策に万全の体制を講じていく考えであります。

次に、112号月山道路についてのお尋ねがございました。お答えします。

112号の月山道路についての国、県、自治体の連携でございますけれども、今年は記録的な大雪でありますので、過去の通行止めなどもあり、国道112号を管理する月山国道維持出張所と寒河江国道維持出張所に問い合わせしております。それによりますと、現在は雪崩防止について重点を置き、毎日2回のパトロールとあわせ、これまでののり面点検業務を委託しながら雪崩危険箇所の除去を実施されております。さらに、これから雪解けが進みますと地すべりに関してのパトロールも並行して行い、過去のり面崩壊等があった箇所については、特に重点的にパトロールを実施していく予定であると聞いております。

また、これまで過去において2回の全面通行どめの原因となった朝日村田麦俣地内の湯殿山スキー場入り口付近や八紘沢橋の橋台付近には、地すべり観測機械を設置しておりまして、そのデータが常に酒田河川国道事務所や国道区間を管理する月山国道維持出張所へ送られてくるシステムであると聞いております。現在のところ内陸側、庄内側ともに地すべりの異常箇所は認められないとのことですが、もし国道管理者において異常が確認され、緊急な全面通行どめが必要となった場合には、国道112号連絡体制により国や関係市町村をはじめ警察、そして消防、報道関係へ連絡が入るようになっておりまして、その状況により平成16年5月同様、国、県、関係市町村と連絡調整を図りながら対応してまいります。

次に、一斉除雪についてでございますが、早朝の除雪出動基準は、西村山広域消防本部の観測所において、午前4時現在で降雪量が10センチメートルに達した場合は、市へ連絡が入ることになっております。これを受けまして、除雪の出動命令を行っております。これがいわゆる一斉除雪と言われるものでございます。ただし、幸生、田代地区においてはその地区の降雪量を考慮し、区長に出動の判断を一任しております。

御質問の午前4時現在で降雪量が10センチメートルに達していないが、その後相当量の降雪があった場合についての対応についてでございますが、その後降雪が激しくなり大雪警報等が発令された場合には、なるべく通勤、通学の時間帯に影響を及ぼさない時間を考慮いたしまして、出動の命令を出すようにしております。今年度も1月19日と1月26日の両日において、午前4時の時点では降雪量が10センチメートルに達しておりませんでした。その後降雪が激しくなり相当量の積雪に達すると見込まれたため、一斉除雪の命令を午前5時ごろに行っております。

また、融雪等に伴う日中の一斉除雪につきましても、状況に応じ今年度4回行っております。今後においても降雪の状況等に応じ、適宜除雪を行い交通の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

まず、教育振興計画等委員会の設置時期についてであります。

現在取り組んでおります教育振興計画は、本市の第5次振興計画の人づくりやまちづくりの理念と、施策の基本目標を踏まえながら策定してまいります。また、山形県の第5次教育振興計画に示されている教育理念と施策を参照しながら、現在教育委員会において協議を重ねながら策定作業を進めてまいります。従いまして、平成18年度の早い時期に検討委員会を設置し、そこに原案をお示しすることができるものと、このように考えております。

次に、委員会への諮問内容及び委員構成についての御質問がございましたので、お答えいたします。

教育振興計画の策定に当たっては、検討委員会における御意見や御提言をいただきながら議論してもらうことはもちろんであります。家庭や地域、教育現場の声を含めた幅広い市民の意見、考え、提言をいただき、これらを踏まえて教育委員会で成案化していく考えであります。

教育振興計画には、郷土を愛し、次代を担う子供たちの育成としての幼児教育や義務教育の充実に向けた取り組み。また2番目に、美しく豊かで元気な心をはぐくむ人づくりとしての、人づくりの最も基礎、基盤となります。家庭教育や生涯学習社会の創造、新たな地域文化の創造等に向けた取り組み。さらに地域主体の活動による心豊かな人づくりとして、地域づくりと公民館活動の活性化に向けた取り組みや、さらには生涯スポーツと健康づくり、地域資源を生かしたスポーツ振興の取り組みの具体的な方向を明らかにしてまいります。中学校の給食に関しては、食育の推進等の中を含めてまいりたいと考えております。

委員の構成につきましては、現在のところ学校教育関係者、幼児教育関係者、保護者や地域の代表者、公民館関係者、文化団体関係者、スポーツ団体関係者、学識経験者等が基本的な構成委員ということで考えておりますが、今後検討内容が広範に及ぶことから、検討すべき内容に応じて委員の構成を考慮する必要もありますし、また開催回数についてもその検討経過の推移を見ていく必要があると、このように思っており、委員数や開催回数については弾力的に検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 第1問の答弁ありがとうございました。

第2問目に入らせていただきますけども、今般の大雪、12月10日ころから初雪が続きまして根雪になったということで、非常に今まで雪の余り多くないことがずっと続きまして、そういう根雪になったということが私も六十何年生きていますけども、ちょっとなかったのかなということでございまして、緑政会としてもそういう雪に対して、2回ばかり雪に対する除雪等の排雪等の要望を市長に直接要望した経緯もございまして。今年12月25日のJR羽越本線ですか、いなほ14号のまれに見る強風による脱線事故も起きまして、非常に山形県もこの豪雪、またそういう異常気象のあおりを受けまして、大きな損害を受けたということは皆さんも御案内のとおりだと思います。

今市長からありましたけども、寒河江市内におきまして12名の雪に関する負傷者が出たということで、私どもも本当に早い回復を願っているものであります。そういうことで、私も何年前か雪に対する対策の一つとして、このたび県の第2次県雪対策基本計画案ですか、そういうのも先ほども申しあげましたとおり、ハード面での整備の中で流雪溝の整備というものを上げたことがございます。やっぱり今年のそういう状況を見てみますと、河川にはほとんど水が流れていない。流すと、下流の方で洪水が起きたり町場の方で起きたりするということで、ほとんど水が流れていないんです。やっぱり花・緑・せせらぎ、グリーン季は、非常に美しいせせらぎが流れるまちづくりをやって、これは非常に効果が上がっているんですけども、殊冬になると、そのせせらぎが水が来ないもので、雪を当然そこに捨てるんですけども、山のようになって今もその雪があると。

そういうことで、私は流雪溝を一から整備するということは、これは大変なことではございますけども、側溝が寒河江のまちは大体町場はなっているわけではございますから、問題は下流の方が土側溝、非常に狭い用水路になっているわけでありまして、やっぱりそれを何とかすれば、冬少し側溝に水を流してもらって雪の消雪の方に、流雪溝じゃないんですけども、効果が発揮できるのかなということで要望したわけですけども、市長はそのときは検討課題だというようなことであったわけですけども、そろそろ将来を見ましてそういうことも考えてもらう時期に来たのかなということでございまして、これについて御所見をお願いしたいと思います。

あと、高齢者世帯ということでございまして、この間の1月20日の全員懇談会のとき資料としてもらったわけですけども、現在寒河江市の状況では65歳以上のひとり暮らしの世帯が526世帯、65歳以上の老人夫婦世帯、これ723世帯、65歳以上の老人のみの世帯、これ50世帯あるというようなことで、これは数としては非常に多いなということを私は直感したわけです。そういう方々のやっぱり屋根の雪おろし、また生活するための除雪、非常に大変なことなのであります。

寒河江市のあれ見ますと、1世帯高齢者ですと1万2千円の補助がついて2回分適用できるということでございますけども、やっぱり今聞いてみますと、1回除雪すると排雪を含めてでしようけども、10万円ぐらいはかかるということなんです。ですから、1万2千円が安い高いという議論よりも、いかにそういう世帯に協力できるかということが、今後大きな課題なのかなと私は思います。

そこで、今のそういう先進国どこでもございまして、これ寒河江がいち早く市長が取り組んだグラウンドワーク、いわゆるボランティア活動。県でも地域コミュニティづくりということで、地域で支えましょうというようなことを第2次の計画には出しているんですけども、これからはボランテ

ィア的なそういう組織をやっぴりそういう雪対策にも大いに活用していただきまして、老人世帯の方が安心して冬を越せるような対策を私はずび、これは当局でやるというわけじゃないんでしょうけども、そういう組織づくりを当局の方で何とか頑張ってもらえれば、市民の方もそういう考えの方たくさん今いると思いますので、検討をしてもらいたい。今もあるんですけども、今の数では非常にこれは少ないと私は思います。そういうことについても御所見がありましたらお願いしたいと思います。

また、112号線については今そういう観測なりいろんなデータで、雪崩及び土砂崩れが起きた場合はすぐさま対応するというような答弁でございましたけども、起きてしまったからやっぴり通行どめだということになりますと、これは非常に経済的にもいろんな面で、山形県また本市にとりましては大きいことになるんです。やっぴり今から雪解けが続きますから、ちょうどさくらんぼの観光シーズン、春のそういう観光シーズンに入るわけでございますんで、できればそういう今までのデータ、経験を生かしまして、絶対ないようにお願いしたいというふうに思っております。

また、一斉除雪の件でございますけども、4時以降相当量降った場合はやるということでございますけども、それがたまたまやらなかったことがひとつ道路に圧雪となって、いろいろその後の障害出たのかなと。やっぴり大きい国道、県道ですと、これグレーダーとか大きいあれがかなりのスピードで除雪しますので、通れるんですけども、小路に入りますと、一回圧雪になりますと、これはちょっとやそつとでああいう小さい廃土板では雪が起こしきれないということで、非常に積雪量がふえていくというようなことで、これ適時にやるということですけども、それをやっぴりかたくこまめにやってもらえれば、市民の生活も非常に難儀をしないと。今車社会なもんで、非常に雪がたまると、やっぴり市民もありがたいとは思っているんですけども、苦情を言いたくなるということで、担当局の方、担当課の方、非常に早朝から毎日除雪についてはやっているんですけども、追いつかないということなんで、その辺も一斉除雪についてもこれまで以上に御配慮をお願いしたいというふうに思っております。

あと、教育委員会のいわゆる検討委員会の件でございますが、18年度の当初に委員会を設置したいという答弁でございますけども、その中で総体的な教育のあり方を検討する。その中で、食育との関連の中で学校給食問題も検討したいということでございますけども、大体どのくらいの期間で、前回のこの検討委員会は2年ちょっとかかったということでございますけども、2年以上かかるということは今の時代でちょっと長過ぎるなと思いますんで、今回はその諮問機関、どのくらいの期間で結論をいただくのか、その辺について御答弁お願いします。

以上、2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 豪雪対策について、まずお答えします。

今年の雪は、天気予報も当たらなかったような予期しないところの豪雪になったわけでございます。また今年はさることながら来年以降またこういう状況になるのかなど非常に危惧されるわけございまして、ですから今年の経験なり、あるいは対応というものを踏まえて、十分これからのことについて考えておかなくちゃならないと、こういう気持ちではおるところでございます。

それで流雪溝の話が出ましたが、市では特別に流雪溝というのはあるわけじゃございません。市内におきましては二ノ堰とか、あるいは地域用水事業で整備しましたところの側溝、あるいは今までの従来の側溝というようなものを生かして、それに市民の方が雪を投げているというのが実態だろうと思っておりますが、それでこれから特別に流雪溝というようなことの整備ということは、非常に厳しいかなとは思いますが、やっぱりまず冬期間も水を流せるようなことをですね、これは土地改良区等々と十分話をしなくちゃならないことだろうと思っておりますし、また側溝の不十分なところについての手当というようなことも、これも考えていかなくちゃならないと、こう思いますけれども、市民の力をおかりしまして、確実に雪の捨て場というようなことも、流雪溝だけじゃなくて雪捨て場というようなことも十分考えて対応しなくちゃならないのかなと、このように思っております。

それから、高齢者対策でございますけれども、御案内のようにお年寄りのひとり暮らし、あるいは老夫婦という世帯が非常にふえていっておるということが実態でございまして、先ほども議員からお話ございましたように、緑政会の皆さんはボランティア活動ということで雪おろし対策に御尽力いただいたことに対しましては、本当に感謝しておるところでございますけれども、これからそういうボランティア活動、あるいは町内会地域活動を挙げて対応していくということでなければ、やっぱりお年寄りのひとり暮らし、老夫婦暮らしという中においては、非常に大変なことじゃなかるうかなと、こう思っております。

そしてまた、民生児童委員の方あるいは地域の町内会長さん初め関係者の方々がやっぱり事細かく訪れて、あるいは状況を調査していただいて、それらを地域の中でどうするとか、あるいは市役所をはじめ行政機関、消防等々とか、いろいろな方々にお話を通じ合うということでもどうするかということが必要になってくるのじゃなかるうかなと、こう思っております。今年の場合は町内会あるいは地域を挙げて道路の除雪等に取り組んでいただいたということで、大変地域内の道路交通というものが非常にスムーズにいったということもあるわけでございますけれども、本当はやっぱりお年寄りの家庭1戸1戸の家庭を見回り、それに対しましての地域を挙げてということのボランティア活動、あるいは連携というものが必要になってくるんだろうと、このように思っております。それに向けて十分これから関係機関と話し合いをして対応してまいりたいと、このように思っております。

112号は、国道維持出張所等々に十分連絡をとりまして、これが遮断することのないように、もしも雪崩なり、あるいはがけ崩れ等が発生するというようなことになりましたら、山形県の経済あるいは交通に大変な不便を来すということになりますので、十分連携をとりながらやってまいりたいと、このように思っております。

それから、一斉除雪の話がありましたけれども、御指摘のように適宜、適切に状況判断をしながら、臨機応変にやるということできたいと思っておりますし、今年もそのようにやったつもりでござい

ますけれども、十分今年の体験なり経験なりを踏まえて、活動状況というようなものを踏まえてこれからも考えてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。最初に、私の方から総括的なことをお答え申し上げまして、その後教育長の方が具体的な考えをお答えいたします。

教育振興計画には、さまざまな教育課題、それを私たちが将来どうあるべきかという視点の中でとらえ直して考えいきたいという、この計画に向かう基本的な姿勢は、これまでも定例会等で事あるごとに御説明申し上げながら、御理解を賜ってきたという経過がございます。何せ本市にとっては、初めての教育振興計画だというふうに理解しています。言い古された言葉でありますけれども、教育は国家百年の大計であるというふうに言われますけれども、今は100年先は見通せません。もう10年先も、我々の英知を傾けてやっと方向性を見出す、これが今求められているものじゃないかというような気はしますけれども、本市にとって初めての計画を、しかも多くの教育課題に対して、現時点でよりしっかりした方向づけを模索しながら、あるいは確かめながら対応してまいりたいというふうに考えておるわけであります。

先ほどそれで、現在検討している内容等も含めながら、18年度の早い時期にというお答えをさせていただきました。これより具体的なことは教育長の方でお答え申し上げます。

以上です。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 教育振興計画の策定期間についてお答えを申しあげたいと思います。

ただいま1問並びに2問で委員長がお答え申しあげたような方法で策定作業を進めまして、今年の秋には具体的な方向性をお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 ありがとうございます。

時間がないので、余りあれですけども、にしね福祉という3月1日発刊のチラシがこの前西根地区に回されたわけですけども、ここに今年の冬の大雪の件で、本当に市の関係当局と一緒にやって除排雪をしていただいたというようなことで、非常によかったなと、地域がよかったなということで書いておられます。

そういうことで、この除排雪の体制、これがまだ行き渡っていない町会も間々あるように私感じるんですけども、やっぱり当局としてももっともこのボランティア的な活動を啓蒙してもらって、長い冬の時期を必ず1年に1回、我々経験しなくちゃならないし、また高齢化になっていくということを見据えて、これからの除雪をよろしくお願いしたいというように思います。教育委員会の方にも、ひとつ秋口までには結論を出すということでもありますので、我々も大いに期待しておりますので、よろしくをお願いします。

終わります。

煤津博士議員の質問

○新宮征一議長 通告番号3番、4番について、4番煤津博士議員。

〔4番 煤津博士議員 登壇〕

○煤津博士議員 おはようございます。私は、この問題に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め以下の質問をさせていただきます。

最初に、通告番号3番、寒河江市の除排雪の対応についてであります。昨年末、このたびは暖冬であると発表されましたが、一転して大雪となり厳冬と変わり、市民も連日の降雪により、毎日のように除雪や雪おろしに追われる日々が続きました。市内の車道幅員も堆積した雪により狭くなり、交通渋滞が発生し、通学路となっている歩道では、児童生徒が車道を通行しなければならないなど危険な状態にも陥り、私たちの生活に大きな影響を与えました。また、この大雪は市民生活に影響を与えたばかりでなく、人的、家屋の破損、そして農作物への被害やハウスなどの倒壊など市内各地に甚大な被害をもたらしました。

これらを受け私たち緑政会も、市民生活に支障を来さないよう市長を初め担当課に、豪雪に対する除雪などの適切な対応を重ねて要望するとともに、健康福祉課と打ち合わせを行い、雪おろしが困難なひとり暮らしのお年寄りが住む屋根の雪おろしを実施したところであります。また、排雪が追いつかない中たくさんの町会から協力があり、ダンプを無償にて提供してもらうなどの協力をいただき、当局と市民が一体となって対応された地区もあり、協力いただいた方々に改めて感謝申しあげたいと思います。

これらの除雪に関してですが、寒河江市の平成17年度の市道除雪計画延長は265.74キロメートルで、この除雪延長に対する除雪機械の総数は62台であり、このうち市所有台数が10台、委託機械が52台で対応されております。そして、除雪作業を円滑に進めるため、寒河江市には委託されている業者や個人との間に除雪協力が設立されており、職務分掌に基づき体制が整えられ、冬期の円滑な交通確保が行われております。また、このたびの豪雪を受けて担当課でも休日を返上してのパトロールや、市民から寄せられる要望にこたえるため懸命に努力されましたことに心から敬意を表したいと思います。

しかし、このたびは余りにも降雪が多かったこともあり、基準降雪に基づく除雪対応を実施しても、市民から担当課に除雪に対する苦情や要望が殺到し、通常の業務にも支障を来すような日もあったようです。現に私たち議員にも、苦情や要望が大変多く寄せられました。これら苦情などを少しでも減らし円滑な除雪対応はできないものかと考えたとき、私も除雪に携わったことのある一人として思うのは、除雪した雪の堆雪場所の有無が大きく作用すると思います。確かに住宅密集地では堆積場所を確保することは困難だと思いますが、町会で協議してもらい協力していただける場所の提供などを調査すべきだと思います。堆積場所があることにより、オペレーターがその場所まで雪を運んでいけたとすれば、幅員の確保が少しでもできると考えます。現にそのような地域の協力を得て堆積させていただいている箇所もありますが、市内全域でそのようなことができれば、より一層効果が上がるものと考えます。

この冬の反省点や次年度へ向けた対応について、次の質問をさせていただきます。

除雪協働会と当局は連携をとっていますが、実際除雪作業を行う除雪協働会と町会との協働体制は、

必ずしもとれていないのが現実であると考えます。降雪前に除雪協力会と除雪対象路線の町会とで堆積場所の有無、地域からの要望等を話し合う事前協議会などを当局主導で開催してもらい、除雪協力体制を構築してより充実を図るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、市指定の排雪場所へ通じるアクセス道路が狭く交通渋滞が発生するなど、円滑な排雪ができないと多くの市民が思っており、アクセス道路の幅員確保やほかの場所の選定など、多くの要望が出されておりますが、この件に関してどのような対応をお考えか、お伺いいたします。

次に、各町会で道路幅員確保のため提供してもらっている田畑などがありますが、堆積した雪の消雪及び排雪の対処についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、冬期除雪していない幹線農道等の春季除雪を実施している路線では、降雪が多いため除雪に時間がかかることが懸念されます。できる限り地域の要望にこたえ適期に実施し、剪定の時期などがおくれないよう農作物への影響を最小限にとどめなくてはならないと考えますが、この対応についてどのようにお考えかお伺いいたします。

以上、市長の御答弁よろしくお願い申し上げます。

次に、通告番号4番、児童生徒の安全対策についてであります。

昨年11月に広島県、12月には栃木県で女児が下校途中に殺害されるなど、全国で子供がねらわれる事件が連日のように報道され、学校さえもが子供にとって安全な場所ではないと言い切れない深刻な事態となっております。また、下校時などに不審者からの暴行や声かけ事案なども多発しており、子供を持つ保護者や学校などの現場では、不安を抱えながら生活を送らざるを得ない状況になっております。もちろん私たちの住む寒河江市でも例外ではなく、不審者に関する情報が寄せられております。最近では、1月19日に山岸町で発生した不審な男に女子中学生が声をかけられた事案があり、新聞等で報じられました。

これらのことから、被害を未然に防ぐため全国的に対策がとられており、地域やPTAの自主的パトロールが行われ、子供を守る地域のネットワークが構築されるなどしております。また、子供への防犯ブザーの貸与、自治体によっては安全対策費を予算化し、警備会社がパトロールを行っているところもあるようです。

現在本市では、不審者情報が寄せられると教育委員会から各学校へ緊急にファックスが送付され、おのおのの学校にて児童生徒へ口頭で注意を促すようになっているようです。また、発生した地域や事案によっては、父兄や町会長に文書で配付したりしておりますが、その対応はまちまちでケース・バイ・ケースになっているようです。このような中、保護者や地域住民の間で子供への声かけ事案に対する防犯意識が高まり、寒河江市でも昨年設立された防犯協会や町会の方たちが中心となり、下校時の見守りや自主パトロールなどを始めてくださっております。これは大変意義のあることで、不審者に対する大きな抑止力となることはもちろんのこと、子供たちは安心感を持って登下校できます。また、ある意味地域の人と子供とのコミュニケーションを図る上でも、大きな役割を担うことになっていると思います。

このように、さまざまな対策がとられておりますが、保護者から寄せられる要望で最も多いものの一つに、正確な情報を一刻も早く伝えてほしいということがあります。県警のホームページでは不審者情報の提供を始めており、また山形市教育委員会でも不審者情報が入ると、保護者の携帯電話に一斉にメールで配信するメール配信も今月2日から始めております。このように緊急性を要する情報が

あり、保護者などに伝達しようとしても日中働いていて連絡がつかなかったり、連絡網で各保護者に伝えても、正確さを欠いてしまうときがあるようです。また、協力いただいている地域の方にも情報を伝えるなどの体制は整っておりません。ここで、以下の質問をさせていただきます。

寒河江市における近年の不審者発生件数の動向はどのようになっているか伺います。

不審者から子供を守るには、各地域で取り組んでいただいている自主組織と教育委員会、そして警察とのネットワークの構築が重要であると考えますが、現況はどのようになっているのか、また今後どのようにその連携を強化していかれるのか、お伺いいたします。

先ほども触れたように、全国の自治体や団体などの組織で迅速な情報伝達的手段として、電子メールによる情報配信を実施しているところが多くなってきました。この電子メールによる発信は、携帯電話やパソコンのアドレスを登録して配信するものであります。これらの電子メールは、不審者情報ばかりでなく、さまざまな行事などの情報伝達方法の手段としても用いられているようです。当市では、この導入について計画はあるのかお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、次年度に向けた除排雪対策についてでございます。

除雪協力会と町内会との除雪協力体制の構築についてでございますが、除雪協力会とは御案内かと思いますが、市から除雪の委託を受けた業者で組織されております。市では、除雪協力会に対し除雪に入る前、除雪計画の説明会を開催し、計画に基づく委託、仕様方法や指示事項、それから事故防止の留意事項について徹底を図っております。また、協力会では会員同士の連携や親睦、除雪技術の向上などを目指しまして講習会や安全祈願祭、さらには除雪担当路線の清掃活動等を実施しておるところでございます。除雪協力会の会員は、長年同一の路線の除雪を担当し、降雪の前には担当路線の下見や雪の堆積場所の確認、その土地所有者からの了承を得るなどをしまして、現地に精通して除雪作業を実施されてきておりますので、御質問の町会長と協力会との話し合いの場の設定については、これまでは特に必要ないものと考えておりました。

しかし、今年度の豪雪を踏まえまして、雪の堆積場所や排雪等について多くの市民より要望があった。御指摘のとおりでございますが、このことを踏まえまして、来年からは降雪前の協力会との打ち合わせの後に、新たに町会長と担当除雪業者との話し合いの場を設ける必要性を感じているところであります。町会長、除雪協力会、市による3者の話し合いの場を設定するなど、ぜひ市民の除雪に対する協力と除雪の方法に対する理解を求めていきたいと思っております。

それから、指定排雪場所へのアクセス道路の幅員確保や他の場所の選定などについてでございます。

排雪場所として指定しているのは、国土交通省が管理している皿沼地区の最上川河川敷、山形県が管理している寒河江川河川敷の三泉橋下流と慈恩寺橋下流の3カ所を指定排雪場所としております。これらは、それぞれの管理者へ降雪期の前に占用許可申請をいたしまして、許可区域内の現状に影響を及ぼさないことなどの条件を付与されて、排雪用としての使用許可を受け指定している場所でございます。そのためアクセス道路は、河川堤防上の管理用道路を借用している状況でございますが、幅員拡幅等の改善は堤防拡幅の問題が生じ難しいものでございます。従いまして、河川堤防を利用するの拡幅はできませんが、今後交通渋滞の解消の一つの方法とも考えられる排雪場所の増設等について検討し、河川管理者と協議してまいりたいと考えております。

次に、堆積した雪の消雪や排雪等の対応についてでございます。

これまで、町会長や土地所有者からの要請があれば、市の除雪機械や業者の建設機械を借り上げして、雪山を散らすなどの方法で消雪促進を図り対応しております。今後は、降雪前に協力会と町会との話し合いをする予定でございますので、その機会にこれらのことについても事前に話し合われるものと思っております。

次に、農道の除雪の御質問にお答えします。

例年行っていない平場の地区であっても、本年は豪雪に伴う農作物等への被害防止に向けて、寒河江市果樹園芸作物生産振興事業により、除雪経費の30パーセントについて補助金の交付を行うこととし、1月13日から2月20日までに除雪を実施してきました。また、寒河江市中山間地域等直接支払交付金事業を実施している白岩、高松地区においては、共同取り組み活動をして直接支払交付金を活用

した農道の除雪も行っております。このように平場の農道の除雪については、できるだけ早期の対応を行ってきたところであります。

御質問の今年度の幹線農道の春季除雪、いわゆる山間部の除雪についても豪雪に伴う早期の除雪実施について、農協及び農業団体からの要望もございました。そのため例年3月に入ってから行っております除雪作業を繰り上げて、2月24日から市の除雪車の活用と民間業者の除雪機械の借り上げを行い、剪定等春の農作業のおくれが生じないよう農協及び農業団体などと連携し、早期の除雪を実施しているところであります。

私の方から以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 児童生徒の登下校時の安全確保についてお答えいたします。

初めに、本市における不審者発生の現状からお答えいたします。昨年度の不審者発生件数は、平成17年3月までで26件でした。これに比較して本年度は、平成18年3月6日、本日でありますけれども、3月6日現在で11件になっております。このように発生件数が半減したことから学校と地域、関係機関が協力して、児童生徒の安全を守るための広報活動やパトロール活動などを通して、不審者の発生を抑止していただいたことがわかります。

次に、その連携及び協力体制について申し上げます。本市の小中学校においては、PTAの協力はもちろんのこと地区内の防犯協会、老人クラブ、婦人会などの協力を受けながら、その学校や学区の実態に応じた安全対策を施しております。例えば寒河江地区防犯協会では、チャイルドガードを結成して、下校時の小学生の安全を守ってくださっています。そして、このような積極的な動きを受けて寒河江小学校では、児童の家庭を対象として子どもの安全見守り隊を公募の上、発足させました。約60名の応募があって、児童の登下校を温かく見守ってくださっております。また、三泉小学校では学区全域から見守り隊の希望者を募り、婦人会、老人クラブの方々を含め、多くの方々の御協力をいただいております。

さらに、中学校において不審者情報があった場合は、学区内全戸に不審者情報を提供することで注意を喚起したり、学校の生徒指導部とPTA生活環境部、寒河江警察署とが連携して、2週間以上にわたる下校時のパトロールを行っていただいたりしております。その他の学校の例を見ましても、不審者から子供を守るという目的のもと学校と保護者、地域、関係機関が協力し、地域で子供を守るという意識が高まってきております。

さらに、市の校長会と防犯協会寒河江支部が連携をとり合い、子どもの安全を守る連絡協議会を設置し、お互い情報交換しながら一体となった対応を進めているところです。これらの地道な取り組みの一つ一つが実って、先ほど申し上げたように不審者発生件数の半減につながったものととらえております。今後は、せっかく高まってきた地域で守るという機運を大切にしながら、学校と地域の連携をますます強くしていきたいと考えているところであります。

次に、電子メールによる情報配信についてであります。これは情報を迅速に伝えるという面では非常に有効であると認識しているところです。しかし、電子メールには二面性があることも十分考慮しなくてはならない課題であるととらえております。電子メールで直接連絡が入るようになると、親が我が子を迎えに行くなどの対応が迅速にできるという利点があります。しかし、一方ではそれにより個別の対応が主流になってしまい、これまで高まってきた地域の子供は地域全体で見守ろうという機運や、築かれつつある地域の協力体制が損なわれてしまうのではないかとということも懸念されます。

このようなことから、電子メールによる不審者情報の提供は、現在のところはまだ導入する計画はございませんが、情報伝達の手段については保護者等のニーズを考慮しながら、そして先行地域の情報を収集しつつ今後も研究していかなければならないと考えております。

なお、今年の2月21日に設立された寒河江西村山防犯協会連合会が主催する寒河江西村山地区安全・安心ネットワークの連絡網を十分に活用して、学校、保護者、地域の方々、企業との連携を強め

ていきたいと考えているところです。

子供の安全確保が第一であり、あわせて地域の教育力が高まって安全・安心のあるまちづくりが進むように、情報と情報の人に人が入り地域の人の顔が見える安全対策をさらに充実させていきたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

榎津博士議員。

○榎津博士議員 第1問の御回答いただき、まことにありがとうございました。

除雪に関しては、私の設問にすべて満足できる回答をいただきまして、心から感謝申しあげたいと思います。

協議会の必要性というものをあえて言わせていただいたのは、やはり住民と町会、または個人とで堆雪場所などのトラブルが発生したということをおは耳にしております。やはり必ずしも除雪するオペレーターの方が、その町会に住んでいるということは限っておりません。ですから、コミュニケーションが図られているようで、なかなかそういう中まで踏み込んでいないというのが現実であります。ですから、協議会を通じてその地区の要望や堆雪場所の有無をきちんと確認しておけば、円滑な除雪が運営できるのではないかとということで質問をさせていただきました。

排雪場所につきましても新たに考えてくださるということだったんですけども、市長の地元であります八楸のところを見ますと、変形五差路の交差点となっております。287号線のところですが、あそこは排雪場所から車が上がってくると、そこに行こうとする今度は排雪する車が時差があって全く行けなくなるということから交通渋滞が発生したりとか、あと西根につきましても幅員がやっぱり狭いものですから、一方通行のような状況になっているということがありまして、私の方にも市民の方から、どうか何とかアクセス道路のうまくできるような場所を選定してもらえないかという要望が多く寄せられたものでした。

あと、田畑の排雪、消雪につきましては、やはり町会が地元の方をお願いして、毎年そこに置かせてもらうような状況が続いております。もしそれを置き去りにして自然に消雪するのを待っていると、やはりその方ももう協力しないというような事態にもなりかねないと思いますので、そちらの方の対応もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、不審者の方について質問させていただきますが、山形県警のデータによりますと、平成17年度1年間で届け出のあった県内18歳未満に対する犯罪と声かけ事案につきまして、167件という事案がございました。これは、前年から比べますと49件ふえております。増加傾向は顕著になっておりまして、今年1月の1カ月間だけで33件が発生し、昨年同期と比べますと8倍以上に上っているのが現状でございます。確かに教育委員長の方から発生件数の説明がありましたとおり、本市においては一昨年度から比べれば半数以下に減っているということで、本当に地域の方の御協力があつたからこそと思っております。しかし、全く皆無になつたわけではございませんし、その事案の内容を見ますと、どうも悪質になっているような傾向が見られるのではないかなというふうに感じております。やっぱりこのようなことを考えますと、児童生徒を守る上でも、一層の連携を図つて対応していかなくてはならないというふうには思っております。

先ほど話ありましたように、2月21日に寒河江西村山地区安全・安心ネットワーク設立会議が行われました。これは、もう名前同様連携を深めていこうと、企業、PTA、その自治体、町会、いろんなところの中で連携を深めるための第1回目の会議ということを知っております。これが設立されましたものですから、内容を検討いただいて、早期にそのネットワークの稼働ができることを祈つておるところでございます。

また、本市の18年度の市政運営の要旨にも記載されておりますが、安全で安心な生活に向けて巡回パトロールなどの強化、拡大を図るため、地域の防犯活動に対する支援を行うとの記載がありますが、現在どのような支援を考えているのか、お伺いいたしたいと思います。

また、不審者情報の発信、メールの発信がありますけども、この件につきましては今のところ導入は考えていないと、状況によるという話をいただきました。たまたまなんですが、今年の1月に河北町の知人から連絡を受けました。今不審者、やっぱり河北町でも発生しているということで、何とか迅速な伝達方法を用いて対応をしていきたいんだという話をいただきまして、まず河北町の教育委員やPTAの方からの相談をして、前向きな回答をいただいているんだそうですが、やはり警察からの協力もいただかないと、なかなか個人ではそういうことができないという話がありまして、その団体というのは自分でホームページを開設してやっているところなんですが、無償で何とか父兄の方の要望にこたえるために、アドレスを登録してもらった方に配信をしたいということでした。

それで、寒河江警察署の生活安全課にお邪魔してきましたんですが、やはり警察の方でも前向きに不審者に対する取り組みをやっているもんですから、大変いいことだということを受けまして、何とかできるような努力をしてみたいという話がありました。そして、彼の場合は河北町ばかりでなく近隣市町村の情報も発信したいということで行ってありましたんで、もしそういうところと協力体制を構築して、父兄ばかりでなく地域で協力いただいている方々にでもそういうものを配信すれば体制が整うのではないかなと。やはり二面性があるという話もありましたが、今までの協力体制を維持しながら、迅速な伝達方法を用いてより強化するというふうに私は前向きに考えておりますので、その辺についてお考えがあればお答えいただきたいと思います。

以上、第2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今年のように大雪になりますと、まず御指摘のように道路上におきましては雪押し場といいますが、それがそれぞれ問題になってくるわけでございまして、除雪はしてもらいたい、自分の敷地には余り歓迎しないと、はっきり言って。そういうこともなきにしもあらずでございますけれども、その辺はやっぱり町内会と市と、それから除雪協力会と十分連絡をしまして、先ほど答弁申しあげましたように市として、そして土地所有者、あるいは雪押し場の御協力をちょうだいするというようなことをやっぱり雪降ってからじゃなくて、その前にも事前に打ち合わせしてまいるといような体制で臨みたいと、このように思っております。

それから、こうなりますと除雪もさることながら、排雪ということが非常に大切なわけでございますので、ですから議員の質問のようになったのだらうと思っておりますけれども、この現在指定されているところの河川敷に行くところの道路のアクセスは必ずしもよいとは思っておりませんが、拡幅するということなどは非常に難しいと、このように思っておりますので、1問でも答弁申しあげましたように増設ということ、河川管理者の方と協議していきたいものだなと、このように思っております。

平成18年3月第1回定例会

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 内容が具体的な形に入っておりますので、担当の方からお答えを申し上げます。
よろしく申し上げます。

平成18年3月第1回定例会

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 内容が具体的な形に入っておりますので、担当の方からお答えを申し上げます。
よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○菊地宏哉学校教育課長 お答え申し上げます。

まず初めに、地域の方々への支援でありますけども、現在情報の提供はもちろんのことですが、不審者と地域の協力者の区別がはっきりしないという、子供にとってですよ、ということがございまして、地区防犯協会でも腕章の協力しておりますが、教育委員会としましてもその不足分について協力的体制で臨んでいるところでございます。そのほか、先ほどの教育委員長の答弁にございましたとおり、ファックスですぐに、迅速に情報提供しておりますが、子供を通して保護者に伝わるのはその日の夜ということで、ちょっとその面で時間のずれがあるのではないかとございまして、緊急なものにつきましては地区の防犯協会、それから町会長さんに直接電話で連絡申しあげて、より強力な体制で子供を守ろうと今取り組んでいるところでございます。

それから、河北町の方の例が今ございましたが、先ほど委員長の答弁にありましたとおり、子供の安全確保が第一であって、2番目にというか、あわせまして地域の教育力も高めていきたいという思いがございまして。そこで、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、その情報伝達の手段については保護者等の意見も聞きながら、ニーズに考慮して各先行地域の実践例を参考にして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 榎津博士議員。

○榎津博士議員 最後に、もう一点だけちょっと除雪に関して要望させていただきたいと思います。そこに住む住民のモラルという点も、やっぱり大きな課題になっているなというふうな気がいたします。自分のところに来た雪を他人のところにちょっと持って行ってしまったりとか、排雪場所においても、夜の夜中に通路に邪魔になるようなところに排雪をしてあったりということがありますんで、市報等を通じましていろんな手段で、市民方に対しても御理解をいただくような形をとっていただきたいというふうに思います。

あと、今学校教育課長からありましたけども、やはりPTAの方、また地域の方といろいろ相談していただきまして、よりよい効果の上がる方法をとっていただいて、メール配信なども前向きに検討していただくことを要望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

柏倉信一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号5番、6番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

○柏倉信一議員 緑政会の一員として、通告している内容について質問をさせていただきます。

冒頭議長からあったように、今議会より質問時間を1人答弁時間を含め1時間以内と申し合わせを決めたところであり、極力端的にお聞きしたいと思います。

通告番号5番、広域合併問題についてであります。我が寒河江市を初め1市2町の合併問題の経緯については、昨年9月議会における様津議員の質問を初め多くの議員の質問にありましたので、省略させていただきますが、まことに残念な結果に終わったことは御案内のとおりであります。総務省は平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の時限立法で、さらなる合併推進に向け新市町村合併特例法を制定しました。都道府県知事の権限を強化したこの特例法を受けて、県は市町村合併に関し、県内4ブロック単位に市町村の組み合わせなどを盛り込んだ推進構想が示されました。

去る2月2日、2月3日の山新に、この中間報告に対する県内32市町村長に緊急アンケートを実施した、組み合わせ案に対する考えや将来の合併への認識について聞いた結果が報道されました。佐藤市長は、地方分権の推進や少子高齢化の加速的な進行を考えれば、合併は相手方との意向が整えば早急に実施すべきだ。また、合併の組み合わせの案に対して、合併に当たっては一定水準の質を有する行政サービスを提供できる規模として、人口10万人規模構想を実現すべきだと回答を寄せています。

寒河江市を含む合併案に入った3町の首長の回答は、将来とも合併を考えていない、現時点では判断することが困難との回答であります。こうした状況を踏まえると、佐藤市長の意図する方向に進むのは極めて困難な状況と言えます。私の合併に対する考え方は、市長とほとんど同じで、合併は早急に取り組むべき極めて重要な政治課題であると考えますが、県が示した案では実現は極めて難しい状況にあります。合併によるメリット、支援措置もなくなったり減ったりすることが予想される中で、このたびの案が絵にかいたもちに終わることが懸念されます。そこで、この案にとらわれることなく、新たな枠組みを検討すべきと考えます。例えば地域性やこれまでの歴史、交通体系等を踏まえ、隣の中山町との合併などを真剣に考える時期と思うのであります。

そこで伺いますが、市長は人口10万人規模を考えると報じられていますが、具体的にどういったシミュレーションを想定して10万人規模を考えておられるのか。また、私の申しあげる中山町との合併にどのように考えられるか伺いたいと思います。

次に、市営墓地の建設について伺います。

自然と調和した快適生活環境の中で、定住人口の増加や都市化の進展に対応するため、またもう一つの心の財産を持ち、未来にわたる安心して暮らせるまちづくりを推進していく上で、市営墓地の建設を検討すべき時期と考えます。

これまで佐藤市政は、醍醐団地、白岩団地、みずき団地などの宅地造成事業や、今後予定されている木の下区画整理事業を中心とした市街地の形成、さらには工業団地の造成による産業基盤の整備、優良果樹生産地の形成などに取り組んできた成果として我が寒河江市は、他市町村で人口が減っていくのが大半の中で、人口の増加に努めてきました。

当然のことながら、この中には県内外からの転入者も数多くいるわけで、都市化の進展や核家族化などの状況を考慮した施策を検討していかなばなりません。何人かの人に言われましたが、私は他町から寒河江に来たが、宗教にとられるものではないが、私たちのような者は寒河江に市営墓地があればひ求めたいとの声であります。こうした考えの市民がどの程度おられるか、無論把握しているわけではありませんが、快適生活環境の形成を進める意味で、市営墓地建設についての検討委員会やアンケート調査などを実施してはとありますが、市長の見解を伺い第1問とさせていただきます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、広域合併問題についてお答えいたします。

現在県において、新合併特例法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する構想の今年度内の策定を目指し、市町村合併推進審議会を設置し審議が行われております。御案内のとおりでございます。議員の言われる推進構想は、去る1月24日に第4回市町村合併推進審議会に、中間報告として県内4ブロック単位に市町村の組み合わせなどを盛り込んだ推進構想案が示されたものでございます。本市の関係では、本市と西川、朝日、大江の3町による組み合わせ案となっているものであります。

その後山形新聞社から、この中間報告に対する質問があり、答えたところであります。市町村の組み合わせ案については反対といたしました。その理由として合併するに当たっては、一定水準の質を有する行政サービスを提供できる規模として、人口10万人規模を目指す構想を実現すべきと考えとしたものであります。

また、合併の時期については新合併特例法下での合併が必要かとの問いに対し、地方分権の推進や少子高齢化の加速的な進行などの現在の状況から考えれば、市町村合併はできるだけ早期に実施すべきであり、合併の相手方の意向が整えば新特例法下で合併すべきと考えとしたものでございます。

人口10万人規模についてどのように想定しているのかとの質問ですが、旧合併特例法下において国が示した合併類型によりますと、10万人規模は高等学校の設置や消防、一般廃棄物の処理など、一定水準の質を有する行政サービスの提供を実現する規模とされていたこと。また、10万人から30万人規模の市が人口一人当たり歳出額が最も低いとされていることなどから、少子高齢化や情報化の進展、地方分権時代、そして厳しい財政状況の中での地方自治を考えると、今後の合併は最低でも10万人規模の市を実現し、自立した効率的な行財政運営を図りつつ多様化する住民ニーズに的確に対応し、サービスの向上に努めねばならないと考えたものであります。

現実に10万規模の合併となれば、県の組み合わせ案では人口6万9千人にすぎないわけであり、将来にわたって発展する地域をつくり、新たな地域再生を図り地域最適な行政サービスを提供するためには、生活圏域、国道112、287号、高速道路などの交通ネットワークや最上川を中心とした歴史、文化圏域、スポーツ圏域、加えて医療圏域などを視野に入れなければならないと思います。県が示した組み合わせの区域を越えて、広い範囲で10万人規模の合併もあり得るものと考えたところであります。

次に、市営墓地の建設についての質問にお答えいたします。

墓地、埋葬等に関する法律により、埋火葬は市町村長の許可を受けなければならないと規定され、埋葬または焼骨の埋蔵は墓地以外の区域に行ってはならないと規定されております。また、墓地を設けるには墓地経営の許可を受ける必要があり、自分の家の庭などに勝手にお墓をつくったり、遺骨をお墓以外の場所に埋めたりすることはできないものであります。

墓地の経営主体につきましては、墓地が公衆衛生、宗教的感情などと深くかかわりを持っており、また持続性の確保と適正な管理が強く要請されるものであることから、地方公共団体が経営主体となるのが原則とされており、これによらない場合であっても公益法人や宗教法人等であることとされております。

本市内で経営許可を受けている墓地は100件で、面積は約2.4平方キロメートルであります。これらはすべて宗教法人が管理運営しているものであります。寒河江市所有の土地になっている墓地もありますが、これらについても昭和29年の合併前における村や地域の所有名義となっていたものを引き継いだものであり、市が直接管理運営しているものではございません。墓地の新增設は、使用者の増加等により既存の墓地が狭隘になった場合など、やむを得ない事由の場合に限られるもので、必要に迫られた以外は新設や拡張をするものではないとされております。

新たな市営墓地については、少子高齢化の進展、核家族化の進行、さらには人口減少などにより今後社会情勢は大きく変化する中で、宗教法人等が管理する既存の墓地の状況と一緒に検討されるべきものであり、現在新たな市営墓地の建設は考えていないところであります。

以上です。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 1問に対する答弁をいただきました。合併に対する質問の答弁を聞いていると、この議場においては非常に答弁しづらい部分もあるのかなというふうに、今私なりに考えながら答弁を聞いておりました。私の質問に少し理解を深めていただく意味で、2問に入らせていただきます。

今議会に上程されている定数削減により議員定数が18名となるということで、先般議会運営委員会で、18名による議会運営をテーマに視察に行つてまいりました。視察先は、大阪府の泉大津市、交野市、人口はともに約7万8千人前後で議員定数はいずれも18名、経常収支比率はいずれも95パーセントを上回っており。泉大津市に関しては、財政再建団体途中まで行ったというような話を聞いてまいりました。急激な財政逼迫に至った経緯に関しては、大阪府のベッドタウンになるにつれ急激な人口の増加があったと、都市化の進展に伴い投資してきた市債残高が急激にふえて、財政が圧迫しているというような話を聞きました。

これは総務省の調査によりますと、全国的に一番合併の進まないのが大阪府周辺であります。ここまで財政が逼迫してくると、合併も一つの手段ではないのかなというふうに私はつくづく感じながら聞いてまいりました。必ずしも合併することが財政逼迫のカンフル剤になるということではないかもしれませんが、これもあそこまでいくと大きな政治課題、選択肢の中に入るのではないかなというふうに思つて聞いてきたところであります。

また、先般私たち緑政会は、昨年合併しました酒田市、鶴岡市にも視察に行つてまいりました。酒田市は、合併特例債の上限が315億円に対して169億円を見越し、そしてまた鶴岡市は485億円に対し375億円と、極力将来にツケを回さないというような方向のようであります。職員の人員削減も、酒田市は10年間で100名、鶴岡市は300名の削減を目標に掲げております。両市とも合併によるスケールメリットを十分活用して、また新規の投資的事業は当面抑制をする。合併前の旧市町村が検討していた事業を継続することに主眼を置いていると、このような説明でした。

今後両市の動向、成果を着目したいというふうに思つて帰つてまいりましたが、合併に成功した状況いろいろある中で、私がこの辺がポイントだなというふうに思つて聞いてきたのは、何よりも各市長、首長、議会、そしてまた行政が一貫して合併の必要性を十分認識し、最後までぶれることなく忍耐強く進めたことが最大の要因ではないかというふうに思つて聞いてまいりました。

市長も1問でも申しあげたとおり、合併の必要性を表明しておられますが、県が中間答申で出した合併のシミュレーションに対する寒河江西村山の首長の談話を聞く限り、また合併が破綻となった経緯を踏まえれば、ほとんど実現性に乏しいものというふうに判断せざるを得ない状況ではないかな、ましてや今の状況の中で、自主的な話し合いなどというものは進められるのかなという気がします。合併に対する知事の権限がどの程度あるのか、若干不勉強で不透明な部分もありますが、私が思うに実現するには、相当県が強力なリーダーシップをとって月下氷人的な役割を果たしていただかない限り、まずは進まないのではないかなというふうに思うわけであります。

もし進むとすれば、私の勝手な解釈ですが、平成21年に時限立法として切れる過疎地域自立促進特別措置法、このあたりの動向次第によっては、もしかしたら進展もあるのかなと。いずれにしても、なかなかあのシミュレーションの中では進まないのではないかなと、くどいようですが、私は思いません。そんなことで、これまでの歴史、交通体系、そうした観点から1問でも申しあげたとおり、私が

中山町出身だから言うわけじゃございませんが、あたりをもう一回見渡すと、当面中山町との合併を検討する価値がある。新たな枠組みの検討を県に対して進言するなり、あるいは当面非公式でも構わないと思いますが、市長と中山町の町長、あるいは議長同士あたりが意見交換ぐらいはしてみる価値があるのではないかなというふうに、私は考えて質問をさせていただきました。市長の見解があれば伺いたいなというふうに思います。

それから、市営墓地についての質問もさせていただきました。市長の言われることもわからなくてもいいんですが、現実の話として最近市営墓地を建設した東根市。酒田市あるいは尾花沢市を参考に進めたようですけども、東根市の状況を見ると、300区画を分譲して407件の申し込みがあって、公開抽せんにより1カ月で完売した。1区画あたりは4平米、永代使用料が19万、年間管理料が3千円だそうです。

この実現に至る経緯は、平成12年に墓地に対するアンケート調査を実施して、14年に検討委員会を立ち上げ、17年8月に完成と。予想以上の反響で、抽せんに漏れた100名のために第2期計画の要望が出されたというようなことがございます。本市と非常に似た状況である東根市でありますので、1問でも申しあげたとおり、アンケート調査ぐらいは実施してみる価値は十分あるのではないかなというふうに私は考えるわけですが、再度市長の見解を伺いたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 1問で答えたように、広域合併のことをございますけれども、県案はもちろんでございますが、既成概念というようなものにとらわれず、新たな視点から組み合わせのパターンを考えるというの、これからの合併の選択肢の一つかなとは思いますが、具体的に県案のパターンを踏み外してどこどこというようなことについては、やっぱり十分様子といいますか、将来等々のことも考えて検討しなくちゃならない問題かなと、このように思っております。

御案内のとおり、これまで未合併市町村というのは、いろいろのパターンがあるかと思えます。これは、全国を見渡してのことでもございますけれども、合併をしないというようなことを宣言したり、あるいは条例で定めたりするところもありましたし、あるいはまた離島みたいに、地理的に非常に厳しいというような自治体もあるわけでございます。

それからもう一つあるのは、やっぱり一部破綻となったところの協議会というようなことがあるわけでございますが、これはいろいろ理由があるかと思えますけれども、協議会まで立ち上げて合併までに及ばなかったというものもありますし、あるいはまた住民投票とかアンケートをやって反対数が多かったというようなこともあるかなと、このように思っておりますが、それこれを考えますと今申しあげたパターンの中で、やっぱり合併協議会まで立ち上げて、そして破綻になった、合併に至らなかったというような場合、あるいはまた住民投票というようなことをやったというようなことで、住民の意思が十分に確認されなかったといいますが、合併に至らなかったというようなことがあるかなと、このように思うわけでございます。

けれども、それをいろいろ原因を考えてみますと、議員もちょっとおっしゃいましたけれども、首長とかあるいは議会とかが非常に合併に対しての消極的なデータを流したとかというようなこともあるかなと、このように思っておりますし、住民説明会等々では行政あたりでの合併をしなくてもいいんだとか、あるいは自立できるんだというようなことを説明したことによるところの住民の意向を十分に酌み取れなかったというようなこともあるかなと、このように思っておるわけでございます。

それこれを考えますと、やはりこれからの合併に至るまでには十分情報といいますか、仕切り直しですから、あるいは再びまた取り組むという事態に入るわけでございますから、今言ったようなことを十分考慮して、住民に対するところの理解を求めるように、そして21世紀という将来の分権時代の担い手としてどうあるべきかというようなことを、一定の規模、一定の能力というようなものを持っていく自治体というものを考える、どうするかというようなことを真剣にやっぱり考えなくちゃならないときに私はあると、このように思っております。

何にしましても少子高齢化でございますし、人口の減少の時代でございますし、またここ3年間で何兆円との地方自治体全体としてでございますけれども、税財源が不足しておるといような事態をかんがみますれば十分これまで以上の気持ちというものを考えて、先ほども申しあげました新たな地域再生という考えを試みていく時期には当然あるのかなと、このように思っておりますし、そして、やっぱり持っているところのいろいろな資源というものを生かしながら、政策能力を高めるためにも行財政改革というようなものをして、ただ合併すればいいんだということではなくて、いかにして質の高いところのサービスを住民に提供できるかというようなことを考えていかななくちゃならない時期だろうと、このように思っております。

それから、再度の墓地の問題でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、アンケートあるいは意向調査というようなことまでする段階までに、寒河江市の状況が逼迫しているのかどうかというような思いもあるわけでございますし、現在のところは考えていないところでございまして、議員のおっしゃるような考え方と少しは差異のあるところだろうと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 何と申しあげてよいやらという、でも一応4問までできるわけですけども、これ以上やるとくどいなおまえと、こういうふうに言われそうなので、そろそろやめますけども、先ほども申しあげました、前回の合併協議会が破綻になったことによって、特例債197億円が飛んだ。これは、本当にかかわった地域の方々は、理解しているのかなというふうな気がするわけです。その金があったとなかったとで、これからのまちづくりにどれくらい差が出るのかなというようなことをどれだけの方が理解しているのかなと、要はまた時限立法で5年間伸びたわけですが、この次もしかしたらまた伸びるかもしれませんが。しかし、廃止になるかもしえられません。だと、そのときに合併議論が出てくるというのは、もう何ともならない状態の中で、もう一回合併の話をするかというふうになるんだろうなと。そんなことを考えると、何もアクションをとらないままにこの状態が進展するというのは、なかなか考えがたいというふうに私は思ったもんですから、この質問をさせていただきました。

墓地の件に関しては、これは見解の相違でしょうから、どこまでしゃべってもらちが明かないなんというふうに思いますんで、市長から怒られると悪いんで、この辺でやめます。

いずれにしても、私の意図するところは十分御理解をいただいたんではないかなというふうに思いますんで、申しあげた提言が少しでも進展することを期待して、質問を終わります。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員の質問

○新宮征一議長 通告番号7番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 きょう最後の質問になりました。私は、日本共産党と障害を持ちながらも尊厳を保ちつつ安心して暮らせる社会を心から願っている多くの障害者や家族、関係機関の声を代表し、今年4月から施行される障害者自立支援法について、順次市長の考えを伺ってまいります。

この制度が、真に障害者の自立を支援する制度として生かされるかどうか、行政としての責任も大きく問われる課題と思います。障害者自立支援法は、05年10月、共産、民主、社民の反対、自民、公明の賛成で成立しました。この法案は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するとして提案されましたが、障害者福祉の内容を大きく変えるものとなっています。

その大きな特徴の一つが、利用者負担を応能負担から応益負担にすることです。すなわち、これまでの支援費制度では、通所や入所などの施設利用をしても、在宅でホームヘルプなどを利用しても、利用者は所得などの負担能力に応じて負担をする応能負担でしたが、今回出された新制度では、利用者は基本的には受けたサービスの1割を利用料として負担する応益負担となっています。

医療費についても、医療を受けた場合は障害の違いや程度にかかわらず、医療費の1割を負担しなければならないというものです。障害が重く、多くのサービスや医療を必要とする人ほど重い負担を負わなければならないとなり、障害者やその家族、障害者団体などからは、自立支援どころか自立を妨げ生きる権利を奪うものだと強い反対の声が上がっています。やむを得ず障害者として生きなければならない人たちは、1年間に80万円、月にすれば6万6千円程度の障害年金が主な収入であり、その中から施設や病院などを利用するたびに1割の利用料を負担することになります。

国は、激変緩和措置として所得に応じて4段階の負担上限を設けていますが、低所得1の区分は年収80万円以下で住民税ゼロの世帯です。この区分の利用料は、負担上限月額1万5千円です。生活保護受給者世帯を除いては、最低でも月額1万5千円の利用料を負担しなければなりません。そのほかにも食費や水光熱費の実費負担があります。

市内にある障害者施設の園長さんの話では、現在通ってきている利用者は全員が負担なしだが、新制度が実施されれば、最低でも1万5千円の利用料と食費、水光熱費とで1カ月3万円の負担になる。こうなると通えなくなる人が出てくるのではないかと心配していました。医療にしても、障害者や障害児の医療は所得に応じた応能負担でしたが、これも1割負担になり、精神通院医療も5パーセントから1割負担になりました。入院すれば医療費の1割のほかに、食事代や部屋代、水光熱費も加算されます。負担が重くて医者にも行けず、状態を悪化させてしまう人が出てくることも危惧されます。

市長は、障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を受けることを益、すなわち利益を得ることだとお考えですか。人は、だれもが人間としての尊厳を保ちながら生きる権利を持ち、国や自治体はそれを保障する義務があることを憲法25条はうたっています。障害者がその能力に応じて負担をすることは当然としても、生きる権利をも奪うような重い負担を課すことは弱者切り捨てにつながるものであり、社会保障、社会福祉の本質を大きく逸脱するものであると考えますが、市長はどのように考えられるか伺います。

寒河江市内の障害者の実態からしても、新制度による負担が重いために、これまでのサービスが受けられなくなる人たちが多く出ることが予想されます。このような事態があってはならないと思いますが、市長はどのように考え、どのように対処する考えか伺います。

さらに、市長は障害者の実態が最もよくわかる自治体の長として、国や県に対して負担減免策の拡充を求めるとともに、寒河江市独自の負担軽減策を設けるなどの努力をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、障害者自立支援法の制度の概要や手続きなど、対象者への周知徹底について伺います。新しく制度化された障害者自立支援法は、これまでの支援費制度とその内容が大きく変わります。一つは、負担のあり方が応能負担から定率の応益負担に変わることで、サービスを受けようとする人は、市町村にサービス利用の申請をし、障害の程度を区分する審査を受けなければならないこと。判定の結果、支給決定になれば障害程度区分ごとに適切な利用計画書が作成され、その計画書に沿ったサービスを受けるようになることなど、支援費制度とは利用の手続きも内容も大きく違ってきます。

新しい制度である障害者自立支援法の概要や手続きなどについても、広く市民に周知する必要があると思いますが、まず初めに寒河江市には、この障害者自立支援法に該当する人がどれくらいいるのか伺います。

これまでに在宅で支援を受けている人や施設を利用している人以外でも、サービスを受けたいと思っている人がいると思います。これらの人たちが制度から取り残されることのないように周知を徹底する必要があると思いますが、どのような方法で周知を図る考えか伺います。

また、利用者やその家族が一番心配しているのは、利用料がどのように変わるのか、負担がどれくらいになるのかということです。新しい制度では、利用料の1割を負担することになっていますが、施設や在宅でサービスを受けている人たちの利用料がどれくらいになるのか具体的に示すべきと思いますが、その取り組みはどのようになっているのか伺います。

次に、障害区分認定や支給決定の判定について伺います。

自立支援法では、サービスの利用を希望する人は障害区分認定を受けなければならないとなっています。介護保険の介護認定と同様に障害の程度を審査し、非該当、区分1から6までの7段階の判定をし、非該当者を除いて該当者には障害の区分ごとに利用計画が立てられ、計画に沿ったサービスを受けるようになります。障害者の区分認定が適切に行われるか否かによって、その後に受けるサービスが真にその人を支援するものになるかどうか左右されてくると思います。障害区分認定、支給決定は、いつ、どんな方法で行われるのか。審議にかかわる委員は、障害者の実態とニーズを把握できる人が当たるべきと思いますが、どのような人選を考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、ニーズの把握に努め地域生活支援全体に関する適切な予算確保について伺います。

障害者の生活を支える福祉サービス事業は、これまでの支援費制度では施設支援事業と居宅支援事業の2体系だったものを自立支援法では、介護給付事業、訓練等給付事業、地域生活支援事業の3体系に再編するということです。さらに、これまで知的、身体障害、精神障害の三つに分かれ、それぞれに福祉サービスを行ってきたものを一つにまとめ、総合的に地域での自立した生活を支援するという内容です。3体系に再編された事業のうち介護給付事業と訓練等給付事業は、障害者の程度や必要度に合わせた個別給付であるのに対し地域生活支援事業は、基礎的なサービスではあるが市町村が自主的に取り組むことができる事業であり、地域の特性や障害者のニーズを酌み上げて、さまざまな事

業を柔軟にやっていける事業です。

この事業には、これまでも福祉サービスとして実施されてきた手話通訳派遣や日常生活給付事業、相談支援などが含まれていますが、従来無料で実施されてきたものについては無料でのサービスを継続すべきと思いますが、市長の考えを伺います。

さらに、障害者のニーズを的確にとらえ支援していく必要があると思いますが、どのように考えられるか伺います。

国の社会保障予算抑制策が続くもとで、予算の確保も厳しいものがあると思いますが、新制度が実施されたことにより、これまで受けられたサービスが受けられなくなったり低下したりすることのないように、自治体としての予算も確保しながら、地域生活支援事業をしっかりと位置づけて障害者のニーズにこたえていくべきと思いますが、市長はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

以上で第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、人間としての生活をするために必要な支援を受けることに対してどう考えるかと、こういうことでございます。

御案内のとおり、障害者基本法においては「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定され、障害者自立支援法におきましても、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図るとうたわれているように、障害者が生活していくために必要なサービスについては、それらに応じて受けられるものと理解しているところであり、支援を受けたからといって益というものではないと思います。

次に、生きる権利を奪うような重い負担を課すようなことは弱者切り捨てでないかというような御質問でございますが、利用者負担につきましては所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直されるとともに、障害種別で異なる食費、光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。その中で低所得者の方に対しましては、所得に応じて1割の定率負担に上限額を設定していることや、食費、光熱水費などの実費負担についても軽減を図っていることなど、各種の負担軽減等の措置も行われることになっておりますので、必要なサービスについては引き続き利用できるものと理解しており、社会保障の本質を逸脱するものとは考えていないところであります。

次に、国や県に対して拡充を求めることとか、あるいは市独自の負担軽減策につきましてどう考えるかという質問でございます。

今申しあげましたように、この法律においては低所得者に対する個別の減免策も含め、必要な負担軽減策が講じられることになっており、また法律の施行前の現在でもありますので、市独自の負担軽減策については考えられませんが、国や県に対する要望も考えていないところであります。

次に、市に該当する人は何人ぐらいいるかと、それから周知徹底を図るための方法についての御質問がございました。

現在のところ施設サービスで100人、居宅サービスで84人が対象となっております。これらの方々には、制度の概要等については個別に周知しているところでありますが、市報にも掲載し、広く市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、新しい制度で1割を負担することになっておりますが、サービスメニューごとの単価というのはどういうことかと、まだ示されていないのかということでございますが、現在のところ国からはまだ示されていないところでございます。

それから、障害者区分認定や支給決定は、いつ、どんな方法で行われるかと、そして審査会委員については、どのような人選を考えているかという御質問でございます。

この法律では、新体系のもとでの支給決定によるサービスが本年10月から始まりますので、その移行を円滑に行うためには、9月末までに障害程度区分認定や支給決定を行う必要があると考えているところであります。1次判定のための106項目の調査の実施はもとより、障害程度区分の2次判定を行

う審査会をできる限り速やかに設置いたしまして、遅くとも7月をめどに審査会を機能させて、適正に認定してまいりたいと考えているところであります。

また、障害程度区分の判定にかかわる審査会委員の人選についてでございますが、法律の第16条におきまして「障害者等の保健または福祉に関する学識経験を有する者」と規定されていますので、専門の医師をはじめ障害保健福祉に明るい方をお願いし、適正な判定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、地域生活支援事業全体に関する予算確保等についてのお尋ねがございました。

まず、地域生活支援事業に移行を予定しているサービスのうち、従来より無料で実施してきた事業については、無料での継続をすべきではないかとの質問でございますが、御案内のとおり地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により利用者の立場に立ったサービス提供を考えるものとして規定されております。従いまして、本市としましては現在実施している支援事業を、利用者が引き続き利用できるよう適切な予算を確保したところでございます。

また、障害者のニーズを的確にとらえた支援を実施していくべきではないかという御質問でございますが、地域生活支援事業は本年10月からの施行であることもあり、当該事業のうちの新規事業についてやサービス提供事業者なども含め、現在のところ不明な点が多いことから、具体的には決められない状況にあることを御理解いただきたいと思います。

予算を確保して、この支援事業を充実すべきでないかという質問がございましたが、地域生活支援事業は市町村で取り組むべき事業として法律に規定されておりますので、必要な予算については引き続き確保してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 1問に答えていただいたわけですが、この自立支援法というものが、減免の対象といいますが、軽減措置もとられているから、受けられなくなる人はいないであろうというような市長の答弁でありましたけれども、この負担軽減の措置を見ても4段階あるわけですが、生活保護の受給者はゼロ円です。それで、低所得者1という区分と低所得者2、そして一般というふうに分かれているところですが、低所得1の区分の人、これは住民税の世帯非課税、それで年収が80万円以下の世帯ということで、これの月額上限額が1万5千円、さらに低所得2の方は、住民税非課税世帯ですが、年収が300万円以下、この世帯では2万4,600円、そして一般の方は、市民税課税世帯で1カ月の上限が3万7,200円というふうになっております。

今回の新しい制度での大きな違いというのが、これまでは支援費制度のときには、本人または扶養義務者の所得に応じた応能負担というふうなことであったところですが、今回は世帯全員の所得にかかわるということなんです。ですから、世帯全員の所得を見られるというふうになりますと、非常にこれは厳しい条件になると思います。

ですから、生活保護受給者以外は、すべての家庭が最低でも1万5千円の利用料、それに食費などの料金が加算になるということです。ですから、施設の施設長さんが言っていましたけれども、約3万円ぐらいになるんだと。だから、今でさえ障害者年金年80万円、これは1カ月にすると6万6千円ぐらいの収入しかない人というのは、もう生活保護の基準よりも低い人なんだと、こういう人からも1カ月1万5千円の負担を強いる、これはもう本当に血も涙もない、そういう制度ではないかというふうなことを言っていました。

市民税が課税になる世帯というのは、3万7,200円におよそ水光熱費、食費の1万5千円を合わせますと5万2,500円、5万円以上の負担をしなければ通所サービスなんかは受けられない、こういうふうになるわけです。ですから、私のところにも施設に通っている子供さんを持つ親御さんが訪ねてきたんですけれども、その人の話によると「私のところは市民税を払っている。だから5万円以上の負担をさんなねくなんのよ」と、「そうすると、うちではもう施設に通わせらんね」と、「うちに置くよりほかなくなんべな」というようなことを言っていました。

これまで保護者や施設の設置者とか、また行政なんかもさまざまな努力をしながら、ようやく障害者が社会の中で健常者とともに共存できるようになった。こういう状況の中で、利用料が高いために施設に通えなくなったり、サービスが受けられないといったことにしてはいけないと私は思うんです。こういう事態を憂慮して、ほかの東京都とか横浜市とか京都市あたりでは、利用者のための軽減の措置をとっているところも出てきているんです。

市長は、独自の減免をするつもりはないというようなことを言われましたし、また県や国に対しての軽減の要望書を出すつもりもないと、このようなことを言われましたけれども、一番と困っているのは、やはり障害を抱えた御家族だと思うんです。こういう方たちが、サービスの利用ができなくなるというような事態を市長は痛みを持って感じていらっしゃるのでしょうか。ぜひこれは、減免とか軽減の措置をとるような働きかけをすることか、自治体独自の食費に対する一部負担をすることか、何らかの措置をとる必要があるのではないかというふうに思いますけれども、重ねて市長の見解を伺います。

また、認定の区分、判定というものは9月末までにするというようなことで、審査の審査員についても適切な医者とか、そういう関係者を選んでいくというようなことがあったわけですが、障害者の区分認定をするに当たっては、当事者との面談とか聞き取りなんかの調査があるわけですが、これは知的障害者あるいは精神障害者などは、当事者が適切に答えることができないという方が非常に多いというふうに聞いております。ですから、施設なんか伺っても、精神障害者の場合なんかもそうなんですけれども、その時点時点でいろいろ症状や病状が変わっていると、だからそのときに聞き取りをされても、本人は適切な答えを出すことはできないだろうというようなことを言っておりました。

ですから、面談とか聞き取りなどをする場合には、その人の症状とか病状、そういうものがわかる人を同席させるとか、そういう人の意見を聞くとか、そういう聞き取りの方法をすべきだというふうに思うんです。でないと、本当の正しい認定がなされない。そのことは、後で受けるサービスにも非常に大きくかかわってくるということなんです。ですから、これはぜひ当事者の状況がよくわかる人、そういう人たちの同席を求めるなどの対策をとるべきだというふうに思いますけれども、この聞き取りに当たる方はどういう方が当たるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、地域生活支援事業、これは自治体独自でできる事業なんです。これは、市長の答弁にもありましたように、自治体が独自にその地域の状況とか、障害者の置かれている状況などに合わせて柔軟に事業を展開することができるというふうになっているわけですが、どのような事業を取り入れていくかはこれからだというようなことがありましたけれども、今寒河江市には法人格の知的障害者の施設が2カ所と、それから無認可の知的障害者の施設が1カ所、そして精神障害者の作業所が1カ所あるわけですが、いずれにしてもこれは、障害者にとってはなくてはならない施設なんです。

今回の支援法に該当するのは、法人格を有した二つの作業所だけということで、無認可の知的障害者施設、それから精神障害者の施設、これは今回の支援法には該当しないということなんです。ここで作業を受けたり訓練を受けたりしている人がいるわけですね、現在。ですけれども、今回の支援法の新しい制度になったことで、小規模作業所に対する国庫補助金が06年度から廃止になるというようなことが言われております。

ですから、この小規模作業所にも私行っているいろいろお話を聞いてきたんですけれども、これまでどうかそういう国の補助、県の補助などを受けて運営していたんですけども、今年度からその補助金が廃止されるというふうになると、小規模作業所としての運営ができなくなる状態だということを言っておられました。この小規模作業所というのは、今回の障害者の区分認定で認定から外された人、あるいは給付事業を受けられないという人たちの受け皿としても、非常に大切な役割を果たすものだというふうに考えるわけですが、こういう事業所に対する対応として寒河江市ではどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

以上で2問です。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 4点ほどございました。

そこで、定率負担でございますが、御案内のように定率負担に対しましては、所得に応じて負担の上限額を設定したり、それから高額障害福祉サービス費の支給とか、あるいは低所得者層に対するところの個別減免、社会福祉法人の減免とか、さらには生活保護に移行しないように負担上限額を下げるとか、こういうことを講じておるようでございますので、そしてまた先ほども答弁申しあげましたように施行前でもありますし、このことについては市独自では考えていないと、このようにお答えいたします。

それから、認定の際の審査、実際の聞き取りに当たる方はどういう方かと、こういうことでございますけれども、担当の方から申しあげたいと思います。

それから、地域生活支援事業の質問がございましたが、1問でも答弁申しあげましたように、これまでやっておったものは従来どおりやろうかなと、このように思っておりますし、また新規につきましては今年の10月のスタートでございますので、現在はまだ決めていないというところでございます。

それから、小規模作業所が廃止になるのじゃないかなと、こういう話でございますけれども、この辺は検討させていただきたいと思います。

以上です。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 審査の際と、その前の面談というようなことですが、面談につきましては本人だけでなく、保護者等についても面談の際には一緒に聞き取りをするというふうなことになります。

それから、聞き取りする、対応する人ですが、中心は職員がすることになりますけれども、職員の中にもそれなりの資格を有している職員もございますので、場合によってはそういう職員も含めて聞き取りをしたいなというふうに思っております。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 利用者やその家族が一番と心配をしているのは、料金がどうなるのかと、どれくらいの負担をしなければならないのかということだというふうに思うんです。私のところに来た人も言っていましたけれども、やっぱりその料金がどれくらいになるのかによって、契約をするかしないかを決めないといけないと。

だけれども、この4月からもう新しい制度がスタートするわけです。何だかんだかわからないうちに、とにかくスタートだけはすると、そして利用料の負担はいただきますよと、こういう制度なんです。ですから、利用者にとっても施設側にとっても、また行政にとっても非常に厳しい要件があるわけですが、利用者に4月からの契約に向けて一番急いで取り組まなければならないのは、この利用料金がどれくらいになるのかということだというふうに思うんです。これを早急に利用者に知らせるべきだというふうに思いますけれども、いつごろまでにこれはわかるのでしょうか、そのことをお伺いしたいというふうに思います。

それから、私は障害者のニーズをとらえて、適切な支援をしていくべきではないかというふうなことをお尋ねしましたけれども、この障害者のニーズの把握、これはどのような方法で行おうとしているのか、伺いたいと思います。

それから、2問で小規模作業所に対する対策をどうするのかというようなことを私申しあげましたけれども、これはやっぱり小規模作業所などとの話し合いも十分にさせていただきたいというふうに思うわけです。この施設もなくてはならない施設なんです。ですから、今回の制度の中で地域活動支援センターというのが、新しく自治体ごとにやることができるというふうな制度になっております。ですから、この中で何とかそういう小規模作業所も活動できるような支援策をとっていくべきではないかというふうに思います。

それから、今通所をしている障害者たちがバスを利用しているわけですが、このバスの運行も今回の制度の中では、事業者がお金を取ってバスを運行することはできないという制度になったのだということを知りました。ですから、このバスの運行についても施設側とのいろいろな話し合いも必要かと思えますけれども、移動支援事業といいますか、新しい制度の中でそういうこともできるというふうなことが書いてありました。ですから、この移動支援事業の中で寒河江市独自にバスの運行を図るというようなことも考えられるのではないかというふうに思いますので、このこともぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

以上で3問です。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 料金はどうかというのは、先ほど言ったように細部については、まだ国の方でも決めていないような段階だと思っております。判定は9月までにやると、そして支給決定などは10月以降になると、こういうことを聞いておりますので、料金の設定等につきましてはこれからじゃないかなと思いますけれども、担当の方からも詳しく知っておるならば答弁させます。

それから、障害者のニーズのとらえ方はどうするかというようなことにつきましても、担当の方から答弁させていただきます。

それから、小規模作業所というものに対して関係者との話し合い、あるいはバスの運行がやめられたと。ですから、今後はバスの運行あるいは助成等について支援事業の中に入れてどうかと、こういうような話でございますけれども、これも1問で答弁申しあげましたように、これから調査したり検討したりさせていただきたいと思っております。

以上です。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 利用者の利用料の件を示すべきでないかというようなことになりましてけれども、具体的な料金の単価とか、そういうものが現在私どもにまだ届いていない状況なんです。今月の10日に、県の方で説明会を実施することになっております。従って、それ以降であればそれなりの計算もできるのかなというふうに思っております。そんなことで御理解をいただきたいなと思います。

それから、ニーズの把握ですけれども、これにつきましても機会あるごとに、今後その対象者の聞き取りなんかもしていきたいなというふうに思っています。その際のメニュー等につきましては、今回まだ具体的に情報ありませんけれども、それができることによって現在の事業所あたりでも、それについての新しい事業なんかも考えていく機会になっているんだろうと思います。指定を受けるために、基準がどういうものなのかというようなことがまだはっきりわからないというようなことで、その辺も含めて事業者の方でも検討するに非常に頭を悩ませているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 これまで私がいろいろお尋ねしてきたんですけれども、まだわからない点が多いということで、はっきりした答弁はいただけませんでした。

この障害者自立支援法というのは、1度去年の衆議院の選挙のときに、解散に伴って廃案になったわけです。それが再度特別国会に提出されて、強行採決されたという法案です。ですから、この法案が障害者の自立と社会参加を目的としたとは言われていますけれども、内容としては本当に生活保護以下の収入しかない障害者にまで重い負担を追わせるという大変な内容になっております。

障害者、利用者だけでなく、この施設なんかを運営している方、そういう方というのは利益を度外視して、障害者の福祉に頑張っておられた方が多いわけです。そういう人たちにも非常に大変なことを押しつけているというのが、この自立支援法の中身です。その一つとして、これまで支援費制度の中では、通所事業などに通ってきた利用者が1カ月のうちに何日か休んだとしても、1カ月分の支援費というものは国の方からもらえたというんですけれども、今度は利用者が何日そこに通ったかによって、日割の計算で運営費が来るというようなことですので、やっぱり休んだりする人が多くなれば赤字になってしまうという経営的にも大変な状態になるわけです。ですから、この内容自体が障害者にとっても施設側にとっても、非常に重い負担の内容になっているということです。

さらに、法案の成立日から5カ月という短期間の中で、まだ政令とか省令とかがはっきりと決まらないうちに、今年の4月からもう施行をするということになっているわけですから、各自治体の担当者の準備なども大変で、非常に御苦労されているというふうに思います。これは、国が国の財政支出をできるだけ減らして、その分を利用者とか自治体に押しつけるという内容になっているわけです。

ですから、最も弱い立場にある障害者に重い負担をかけるという、こういう国の悪政から、地方自治体は住民を守る責任があるというふうに思うんですが、市長は軽減措置も要望もしない、自治体としての努力もしないというようなことを言われましたけれども、ぜひ住民を守る立場としての市長の態度、この市長の考え次第では、その自治体の福祉の程度というものは非常に大きな差が開いてくるというふうに思うんです。ですから、寒河江市でも独自の予算を確保して、障害者が地域の中で生き生き生活できるような支援体制をとっていくべきだと思います。何か市長の考えがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

これで終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 先ほども答弁申しあげましたように、詳細がまだわかっていない段階で、これをやる
とか、あるいはこういう分野を国に要望するとかということが出てこないか、このように思っており
ます。

詳細が出た段階におきまして十分調査するなり、あるいは検討するなりと、こういうことだろうと
思っております。

散 会 午後1時50分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。